

遠隔授業等の活用に関するガイドライン（令和 4 年 9 月 9 日版）

令和 2 年度前学期からこれまで、感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置として遠隔授業等を実施するために授業内容を見直す際の指針として本ガイドラインをお示ししてきました。特例的な措置ではない遠隔授業等については令和 4 年度中に学内規則等を整備する予定ですが、それまでの間、遠隔授業等の活用については本ガイドラインに基づき実施して頂くようお願いいたします。

1. 授業形態

本学の授業の実施状況や他大学の事例等を踏まえ、別添のとおり授業形態を整理しました。

2. 遠隔授業等の実施の際の留意事項

(1) オンライン授業（同時双方向型）

大学設置基準では、授業を実施するに当たっては、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる必要があり、以下のような事項について配慮することが望ましいです。

- ・授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ・学生の教員に対する質問の機会を確保すること。

教員からの一方向の情報提供になる場合は、授業後すみやかに、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と学生の意見の交換をインターネットなど適切な方法を利用し機会を設けてください。

画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ受講生に教材（pdf や Word のファイル、教材の URL を受講生に通知）等を準備するなどの工夫をしてください。

(2) オンライン授業（オンデマンド型（教材提供型））

大学設置基準では、

- ①毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は
 - ②当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うこと
- が必要とあります。

②の場合、学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、メールや WebClass を利用しインターネット等を通じて行えるよう準備して下さい。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示してお

き、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられます。

また、オンデマンド型授業の場合には、通常の授業での学習量を考え提示する授業の資料は、1回分だと明確にわかるようにする必要があります。

教科書による学修を自宅において行わせる場合でも、例えば、1回分に相当するページを指定し、その部分を学習するに際しての目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などをシラバス等で示すなどを行って下さい（琉球大学 URGCC FD ガイド 第5巻 遠隔授業編 <http://www.ged.skr.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/09/4bb141aa86a6e2b12dceaeac99da5e1a.pdf>）。

(3) 対面とオンライン併用授業

対面と組み合わせるオンライン授業の型により、上記(1)または(2)の留意事項を踏まえ、適切にご対応ください。

いずれの場合も1単位の学修時間が45時間である単位制度の趣旨を踏まえたうえで課題等を課すなど学修時間を確保してください。

3. 学生への周知

学生には、「授業開始時期や授業の方法等は、各科目のシラバスに明記されています」と通知しますので、遠隔授業等を実施する際は、その詳細はシラバスへ記載をお願いします。

特に、対面とオンライン併用授業において、対面授業で実施する週とオンライン授業で実施する週を組み合わせる場合（ローテーション）、受講者をグループ分けして対面授業を受講するグループとオンライン授業を受講するグループが週ごと等で交代する場合（分散）等は学生に混乱が生じないように、初回のガイダンス時に十分に説明する等、適切にご対応ください。

4. 著作権について

遠隔授業等の実施の際には著作権について留意をお願いします。詳細は「学校における教育活動と著作権」をご覧ください。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/92916001_01.pdf

5. 学生への配慮

自宅でのインターネット環境がない学生、PCを持っていない学生については、調査の結果、多くはないと想定していますが、問題があれば教育支援課までお問い合わせください。

遠隔（オンライン）授業と対面授業の取り扱いについて

授業形態	定義	具体例	適用要件	申請・届出 手続きの可否
対面授業	教員と学生が教室・実習室等で対面して行う講義、演習、実験、実習又は実技	大学の教室などで教員と学生が対面して行う従来型の講義、演習、実験、実習又は実技	15回（クォーター科目は8回）全ての授業で教室等で対面で実施される場合	不要
遠隔（オンライン）授業	（同時双方向型） ビデオ会議システムを利用し、教室等以外の場所で時間割やシラバスに記載した毎週決まった時間に実施するオンライン授業 （平成13年文部科学省告示第51号で定める要件（メディア授業告示第1号）を満たすもの）	Zoom、Microsoft Teams、Cisco Webex等のビデオ会議システムを利用し、教室等以外の場所で毎週決まった時間に実施する	15回（クォーター科目は8回）全ての授業でビデオ会議システムを利用し実施される場合	必要
	（オンデマンド型） ラーニング・マネジメント・システム（LMS）やファイル共有プラットフォームを利用し、学生が任意の時間に講義動画、音声ファイル、講義資料などを視聴又は閲覧して学習するオンライン授業 （平成13年文部科学省告示第51号（メディア授業告示第2号）で定める要件を満たすもの）	Microsoft Stream、YouTubeなどの動画配信サービスやWebClass、One Drive、Google Driveなどに動画ファイルなどをアップロードし、WebClass、教務情報システム又はe-mailなどで教員がURL等を伝え、学生が任意の時間に講義動画、音声ファイル、講義資料などを視聴又は閲覧して学習する	15回（クォーター科目は8回）全ての授業で動画等を提供して実施される場合	
対面と遠隔（オンライン）併用授業	授業の各回において、対面とオンラインの併用により実施される授業	（ハイブリッド方式） ・教室で対面授業を行いながら、同時に当該授業の講義をZoomやYouTube Liveなどを用いてオンライン配信する ・教室で対面授業を行いながら、同時に当該授業をビデオ撮影しておき、Microsoft Stream、YouTubeなどを用いて授業終了後にオンデマンド配信する	8回（クォーター科目は5回）以上、教室等で対面で実施することが予定され、かつ、全ての受講学生に最低でも8回（クォーター科目は5回）以上、対面授業に参加することを求めている場合	不要
	または 授業の各回においては、対面とオンラインのどちらか一方でのみ実施されるが、15回（クォーター科目は8回）とおしてみると、対面とオンラインの併用により実施される授業	（ブレンド方式） ・対面授業で実施する週とオンライン授業で実施する週が組み合わせられた形態（ローテーション） ・受講者をグループ分けして対面授業を受講するグループとオンライン授業を受講するグループが週ごと等で交代する形態（分散） ・事前にオンデマンドの動画教材で学習させ、教室では対面で問題演習や指導、グループワーク等を行う形態（反転授業）	8回（クォーター科目は5回）以上、教室等で対面で実施することが予定されていない、あるいは、8回（クォーター科目は5回）以上、教室等で対面で実施することが予定されている場合でも、全ての受講学生に最低でも8回（クォーター科目は5回）以上、対面授業に参加することを求めている場合	必要

※対面授業を実施する際に、新型コロナウイルスに感染した、または感染したおそれがある学生や、通学した場合に感染の可能性が高い状況にある学生、感染リスクを懸念し対面授業を受けることを希望しない学生に対する配慮として、申し出た学生に対して遠隔（オンライン）を併用する場合は、届出や申請の手続きは不要とします